

監査委員公告

平成19年3月30日付け44100-714及び平成19年6月21日付け44100-570の監査委員による監査の結果に關する報告に對して、宮崎県知事及び宮崎県教育委員会から、措置を講じた旨の通知が、あつたのとおり公表する。

平成19年11月15日

宮崎県監査委員 城倉恒雄
宮崎県監査委員 石井浩二
宮崎県監査委員 水間篤三
宮崎県監査委員 萩原耕三

1 文化財課

- (1) 監査の結果に關する報告事項
指定古墳等再編活用事業に伴う島内地下式横穴墓群のレーダー探査業務委託について、契約書に知事印が押印されなかつた。
- (2) 措置の内容
指定古墳等再編活用事業に伴う島内地下式横穴墓群のレーダー探査業務委託に、業務委託契約書に、知事印を捺印し、契約書の送付を受けた平成19年2月13日、契約締結後、再発防止に努める。

2 東臼杵教育事務所

- (1) 監査の結果に關する報告事項
扶養手当について、扶養親族に認定期間が一時に配偶者の向こう1年間の収入が130万円を超え、支給しているものがあつた。
- (2) 措置の内容
事務局長の監査実施後、直ちに所属より配偶者の支給要件喪失に処するに努める。

3 教育研修センター

- (1) 監査の結果に關する報告事項
長期契約継続に係る委託料の随意契約について、契約期間全体の執行予定額が100万円以上のものについて、予定価格調書を作成して見受けられた。
- (2) 措置の内容
今回指摘を受けた原因は、規則等の認識不足により、長期継続契約（3年）の単年度の執行予定額が100万円未だつたため、調書の作成は必要ないとの判断を、関係職員相互のチェックが機能するよう努める。

- 4 宮崎工業高等学校
 (1) 監査の結果に関する報告事項
 通勤距離の認定誤りにより、支給不足となつて、通勤手当の認定が誤りであった。
 (2) 措置の内容
 事務局長の監査実施後、再測定をこつと確認し、認定距離の誤り
 (教職員課)とは協議の上、4月20日迄に、支給不足の認定を直ち(過年度)に訂正し、
 (分)に於いては、平成19年4月20日迄に、支給不足の認定を直ち(過年度)に訂正し、
 認定時における、正確な事実の確認に努め、認定誤りの発生を防止する。
- 5 高原高等学校
 (1) 監査の結果に関する報告事項
 児童休業後に職務復帰した職員の通勤手当について、支給手
 続が継続し、休業後、いかなる職員の通勤手当についても、支給手
 (2) 措置の内容
 職員が児童休業が終了したと伴い、平成18年11月19日よ
 り復帰し、通勤の事実が支給すべきと認められた。このため、
 平成18年11月19日以前は、手当の算出が誤りであった。平成
 18年11月19日以後は、手当の算出が正確なものである。平
 定う努める。
- 6 高鍋農業高等学校
 (1) 監査の結果に関する報告事項
 委託契約事務にあつた。見積書徴収による決定金額と契約額
 が異なるものがあった。
 (2) 措置の内容
 前年度の契約書を複写した際、契約金額等の修正を行わ
 いまま締結した契約書の金額)で契約書の再作成を指し、
 金額は、部内積金の今後は厳密にチェックを行い、再発
 因積金の職員で厳密にチェックを行い、再発防止に努める。
- 7 延岡ろう学校
 (1) 監査の結果に関する報告事項
 休暇取得者の給与について、過払いとなっているものがあつ
 た。
 (2) 措置の内容
 介護士の休暇取得した職員が、平成18年3月分給与につ
 割計がた本課(教職員課)の勤務に、給与の事給与につき
 直ちに行つた。職員で確認し、再発防止に努める。
- 8 都城養護学校

- (1) 監査の結 果につ いては、 報告特 定する 事項に 関係し ない子 係る手 当額の 加算が ありま した。
- (2) 措置の 内容に 関係し ない子 係る手 当額の 加算が ありま した。

- 9 宮崎県漁業協同組合連合会 事業報告事項について、
- (1) 監査の 結果に 関係し ない子 係る手 当額の 加算が ありま した。
- (2) 措置の 内容に 関係し ない子 係る手 当額の 加算が ありま した。

- 10 社団法人宮崎県住宅地建物取引業協会指定管理グループ
- (1) 監査の 結果に 関係し ない子 係る手 当額の 加算が ありま した。
- (2) 措置の 内容に 関係し ない子 係る手 当額の 加算が ありま した。